

農林委員會會議錄 第三号

(三三)

昭和二十九年十二月三日(金曜日)

午後零時十三分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君
理事 佐藤洋之助君 理事 綱島正興君
理事 福田喜東君 理事 安藤豊君
理事 吉川久衛君 理事 芳賀貢君
理事 川俣清吉君
秋山利恭君 佐藤善一郎君
田子一民君 松岡俊三君
松野頼三君 加藤常太郎君
木村文男君 床次徳二君
本名武君 淡谷悠藏君
井谷正吉君 井手以誠君
中澤茂一君 中村時雄君
久保田豊君

出席政府委員

農林政務次官 羽田武嗣郎君
農林事務官(大臣官房長) 渡部伍良君
農林事務官(農林經濟局長) 小倉武一君
委員外の出席者
農林事務官(農林局長) 平川守君
農林事務官(農業改良局長) 鹽見友之助君
農林事務官(食糧庁業務第一部長) 大口駿一君
農林事務官(食糧給課長) 難波理平君
専門員 岩隈博君
専門員 藤井信君

十二月三日

委員足鹿寛君辭任につき、その補欠として井手以誠君が議長の名指で委

第一類第九号

農林委員會會議錄第三号

昭和二十九年十二月三日

員に選任された。

十二月二日

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第十九回国会衆法第五十一号、参議院継続審査)

同月三日

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出、衆法第三号)

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案(福田喜東君外百二十一名提出、衆法第五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

昭和二十九年の台風及び冷害の被害農業者に対する資金の融通に関する特別措置法(内閣提出第六号)水稲稲苗育成施設設置及促進法案(佐藤洋之助君外二十四名提出、衆法第四号)

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第十九回国会衆法第五十一号、参議院継続審査)

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(吉川久衛君外百二十一名提出、衆法第三号)

十一名提出、衆法第三号)

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案(福田喜東君外百二十一名提出、衆法第五号)

○井出委員長 これより會議を開きます。

まず昨日本委員会に付託になりました昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題としたし審査に入ります。

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第十九回国会衆議院提出継続審査事件)

本院において継続審査をした右案は本院において修正議決した。よつてここに送付する。

昭和二十九年十二月二日

参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 堤 康次郎殿

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案

昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金

の融通に関する特別措置法(昭和二十九年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

題名中「四月及び五月」を「四月、五月及び六月」に改める。

第一条中「四月及び五月」を「四月、及び六月」に、「同年五月」を「同年五月及び六月」に改める。

第二条第一項中「四月及び五月」を「四月、五月及び六月」に、「同年五月」を「同年五月及び六月」に、「同年五月」を「同年五月及び六月」に改める。

同条第二項中「昭和二十九年九月三十日」を「昭和三十年一月三十一日」に改める。

第四条第一項中「四億五千万円」を「六億五千万円」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和二十八年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「昭和二十九年四月及び五月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法」を「昭和二十九年四月、五月及び六月における凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法」に、「昭和二十九年九月三十日」を「昭和三十年一月三十一日」に改める。

○井出委員長 御承知の通り本案は、

第十九回国会の終りに本院を通過して参議院に回付せられたのであります。

が、参議院において閉会中の審査に付されたものであります。しかるところ参議院におきましては本案に対する若干の修正を加え、昨日本院に送付いたして参りました。

先国会における本院提出案の内容は、本年の六月に入りまして茨城県、滋賀、岩手県等に凍霜害が発生いたしましたので、これらの被害農家に対して低利の営農資金を融通するため、政府及び都道府県が所要の助成措置を講じようとするものでありまして、その資金額は、現行の四億五千万円のおく内で貸付することになっておりました。

これに対して参議院の修正は、先般第十九回国会後の閉会中の本委員会において佐藤洋之助君より御説明がありまして、念のため申し上げると、第一に、先ほど申し上げましたような事情によりまして本案の成立が遅れることになりましたので、それに伴つて営農資金の貸付期限を昭和三十年一月三十一日に延期することにいたしました。

またこれに関連して昭和二十八年の凍霜害と重複して被害を受けた農家の既借受け資金の償還期限延長の措置についても同様附則において規定を整備いたしております。

第二に、営農資金の融資総額を六億五千万円に増額して、被害農家の営農

資金に不足ならしめんといたしてお
ります。

第三に、内容には関係はありません
が、法文の字句を用法に従つて改めた
ことであります。

参議院送付案の内容は以上の通りで
ありますが、元来本案は佐藤洋之助君
外二十名の農林委員を中心とする提
案でありまして、この法案提案の趣旨
は十分御承知のところであると存じま
す。従いましてこの際本案について趣
旨説明の聴取、質疑等は省略してただ
ちに採決したいと思ひますが、こ
れに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めま
す。

それではこれより採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案
は可決すべきものと決しました。

なおお諮りいたします。本案に關す
る衆議院規則第八十六條の規定による
報告書の作成につきましては、委員長
に御一任願ひたいと思ひますが御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さ
ようとりはからいます。

○井出委員長 次に佐藤洋之助君外二
十四名提出水稲健苗育成施設普及促進
法案を議題といたし、審査を進めま
す。質疑または御意見があれば発言を
許します。芳賀君。

○芳賀委員 本法案は、各党共同提案
ということになっております。昨日
の提案者の説明によつてもその内容は

十分尽されておると思ひます。しかも
当委員会においては、閉会中の審査の
過程において、健苗育成の問題等に対
しましては、十分審査が進められたと
ころであります。昭和二十八年年度並
びに二十九年年度における災害対策の中
においても、どうしても災害をこうむ
りやすい高冷地あるいは北海道、東北
のごとき積寒地帯等においては稲作栽
培の上において、かかる施設が恒久的
に必要であるということは論をまたな
いのであります。しかもこの健苗育成
施設等に對しましては、いまだにこの
施設が十分普及徹底しておらずという段
階までに立ち至つておられませんし、さ
らにこれらの地域におきましては、農
業の生産性が非常に低位であるという
特殊性をも持つておるわけでありま
す。こういうような経済力においても
低位の生産性の農家形態の中にあつ
て、特に水稲栽培の上において特殊の
施設をしなければ、所期の生産を確保
することができないような条件を持つ
ておりますので、これらの点を総合し
て判断いたしました場合においては、
一面においてこの健苗育成施設によつ
て増産の契を上げ、一面において凍霜
害あるいは冷害等のごとき災害に対す
る防止の施設ということにもなります
ので、ぜひこれは法案の成立によつて
國がこの法の目的に沿うような財政的
な支出を行うことが当然であると考え
るわけでありまして、それでありませ
んか。この際質疑を省略いたしました
ために採決に入られんことを期待する
ものであります。それに先だちまし
てこの法案の今後の促進をはかる意味
におきまして、次のような附帯決議を
付して御可決あらんことを私は希望す
るものであります。委員長からお諮
りを願つて皆さんの御了承を得る場合
においては、その附帯決議等を申し上
げることにいたします。

○井出委員長 ただいま芳賀委員より
御発言がありまして、本案に對し附帯
決議を付したいとの申出があります。
これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、芳
賀君の発言を求めます。芳賀君。

○芳賀委員 同僚各位の御了解を得ま
して、水稲健苗育成施設普及促進法案
に對する附帯決議の案文をまず朗讀い
たします。

水稲健苗育成施設普及促進法案
に對する附帯決議案
本事業の完遂を期するためには、
予算措置を明確にすることが肝要で
ある。

仍つて政府は、本法施行に當り、
左記方針を体していかなく措置す
べきである。

記

一、普及促進に關する五ヶ年計画に
基き、毎年度、年次計画達成に必
要な苗代面積二千万坪以上につき
助成措置を講ずること。

二、昭和三十年度の本法施設の実施に
必要な経費は出来るだけ本年度中
にこれを措置すること。

右決議する。

決議の内容の説明は省略させていただきます。

○井出委員長 他に発言はございませ
んか。――御発言もなければ、これよ
り水稲健苗育成施設普及促進法案につ
いて採決したいと思ひますが、御
異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、こ
れより採決いたします。本案に賛成の
諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○井出委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。

次にただいまの芳賀君の提案にな
りました附帯決議についてお諮りいた
します。これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、附
帯決議を付するに決しました。

なおお諮りいたします。本案に關す
る委員会報告書の作成につきましては
委員長に御一任願ひたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さ
ようとりはからいます。

午後三時三十分休憩

午後三時三十分開議

○井出委員長 休憩前に引続き會議を
開きます。

日本本委員会に付託になりました福
田喜東君外百二十一名提出、昭和二十
九年七月の大雨、同年八月及び九月の
台風並びに同年の冷害による被害農家
に對する米麦の売渡の特例に關する法
律案及び吉川久爾君外二十一名提出、
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補
助の暫定措置に關する法律の一部を改
正する法律案、右両案を逐次議題とい
たし、審査に入りたいと思ひますが、
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めま
す。

それでは被害農家に對する米麦の売
渡に關する法律案の趣旨説明を求めま
す。福田喜東君。

昭和二十九年七月の大雨、同年八
月及び九月の台風並びに同年の冷
害による被害農家に對する米麦の
売渡の特例に關する法律案

昭和二十九年七月の大雨、同
年八月及び九月の台風並びに同
年の冷害による被害農家に對す
る米麦の売渡の特例に關する法
律

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、昭和二十九年
七月に政令で定める地域内におい
て生じた大雨による災害、同年八
月及び九月に政令で定める地域内
において生じた台風による災害並
びに同年に政令で定める地域内に
おいて生じた冷害（冷害による病
虫害を含む。）以下「大風雨等」と
いう。）による被害農家が食糧の用
に供するため必要とする米麦、大
麦、はだか麦、小麦及び麦製品
（以下「米麦」という。）の売渡に
ついても特別の措置につき規定す
るものとする。

（定義）

第二条 この法律において「被害農
家」とは、米麦（麦製品を除く。）
以下本案において同じ。）又は雑穀
を生産する農家であつて、大風雨
等による著しい減収のためその生
産に係る米麦又は雑穀がその農家
の飯用消費量に著しく不足する旨

を認定する旨の報告を受けた農家
をいう。

第三条 この法律は、昭和二十九年
七月に政令で定める地域内におい
て生じた大雨による災害、同年八
月及び九月に政令で定める地域内
において生じた台風による災害並
びに同年に政令で定める地域内に
おいて生じた冷害（冷害による病
虫害を含む。）以下「大風雨等」と
いう。）による被害農家が食糧の用
に供するため必要とする米麦、大
麦、はだか麦、小麦及び麦製品
（以下「米麦」という。）の売渡に
ついても特別の措置につき規定す
るものとする。

（定義）

第二条 この法律において「被害農
家」とは、米麦（麦製品を除く。）
以下本案において同じ。）又は雑穀
を生産する農家であつて、大風雨
等による著しい減収のためその生
産に係る米麦又は雑穀がその農家
の飯用消費量に著しく不足する旨

を認定する旨の報告を受けた農家
をいう。

の都道府県知事の認定を受けたものを用いる。

第三条 市町村が被害農家に對しその

の飯用消費量を基準として大風雨等による減収の程度を参し、やうして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すのに必要な数量の米麦を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に對し、これに必要な数量の米麦を農林省令の定める手続に従い売り渡すものとする。

第四条 政府が前条の規定により都

道府県に米麦を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当該米麦の購入価格をおおむね左の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

一 国内産米麦については玄米（一等）一石につき九、一二〇円
二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

三 大麦については普通小粒大麦（二等）五・五キログラムにつき一、六一二円

四 はだか麦については普通はだか麦（一等）六〇キログラムにつき二、一七三元

五 小麦については普通小麦（三等）六〇キログラムにつき二、〇六八円

六 麦製品については前三号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〇福田（憲）委員

ただいま議題となりました昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に對する米麦の売渡の特例に關する法律案につきまして、提案者を代表し、提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、本年度におきます農作物の作況は、一般的に見ますれば平年作に比較してやや劣る程度でありましたことは、まことに御同慶の至りと存するところであります。しかし、局地的に見ますれば、春以来の異常気象によりまして、北海道並びに東北の一部その他の寒高冷地帯において深刻な冷害の発生を見、あるいは九州等におきましては数々の台風により、稲作及び雑穀を中心として著しい被害を受け、飯用食糧にも事欠く農家の生じましたことは、まことに遺憾と存するところであります。たとえば北海道における農作物の減収は、昨年度の約二倍に達し、農家の窮状は言語に絶するものがあるものであります。

政府の報告によりますれば、かかる農家に對して、卸売価格をもつて特別売り渡しを行うべく手配中とのことであります。昨年に比して被害の範圍は小なりといえども、その深刻度においては著しく大なるものがある事実を徴しまして、昨年度と本年度との行政上の均衡を保持せしめ、被害農家の食糧不安を解消するために政府所有米麦及び麦製品を廉価に売り渡し他の災害対策と相まって農家を救済し、農業

の再生産の確保に寄与すべく、ここに本法案を提出いたしましたのであります。以下、その内容の概要を御説明申し上げます。

まず本法案により、米麦の売り渡しを受ける被害農家とは、米麦または雑穀を生産する農家であつて、風水害、冷害により著しく減収を來し、ために、その生産する米麦、雑穀をもつてしては、その農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものと規定いたしております。

次に、政府は、都道府県及び市町村を通じて被害農家に米麦を売り渡すこととし、昨年同様、間接的な方法をとることとしたいたしました。しかして、政府の売渡し価格は、被害農家の購入価格をおおむね生産者が政府に売り渡した場合の基本価格程度になるように定めることとしておるのであります。

以上が本案の概要であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げる次第であります。

〇井出委員長 それでは次に農林水産業施設災害復旧関係法案の趣旨について提出者の説明を求めます。吉川久衛君。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部

を次のように改正する。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項中「風水害」の下に「及び第四項の災害」を、「養殖施設」の下に「並びに第四項の災害の場合にあつては未開発魚田開発施設であつて政令で定めるもの」を加え、同項を附則第六項とし、附則第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 政令で指定する地域内において、昭和二十九年七月の大雨並びに同年八月及び九月の台風による災害による農地等の災害復旧事業の事業費に對する補助の比率は、第三条第二項の規定にかかわらず、十分の九とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〇吉川委員 ただいま議題となりました農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して提案の理由を御説明申し上げます。

本年七月以降、全国各地に大雨または台風により農地、農業用施設その他に對して頗る相當の被害を生じましたことは、すでに御承知の通りであります。従ひましてこれらを急速に復旧いたしますことは、現在の被害農家の負担能力をもつてしては、現行の既定補助率では、不可能な状態にあるのであります。それゆゑに、本年度災害に對しまして、二十八年度災害の特別の

措置にない、その復旧工事に對する補助率を高めて、復旧の可及的円滑な促進をはかるため今回この改正案を提出いたしました次第であります。

すなわち、本案の骨子を申し上げますれば、今次の大雨と台風によつて被害を受けた農地及び農林水産業施設に對する復旧事業については、次の二点がその改正の要点となつております。

まずその第一点は、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設の復旧事業費に對する国庫補助の比率を、現行法の補助率にかかわらず、政令で指定する地域においては、事業費の十分の九とすることでありまして、

次にその改正の第二点は、昭和二十八年災害の特例の措置を適用して、開拓地における農舍、畜舎、共同の利用施設その他農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会並びに水産動植物の養殖施設等のほか、新たに北海道における未開発魚田開発施設で政令で定めるものはこれを農業用施設とみなし、これも国庫補助の対象として十分の九を適用することでありまして、

以上説明いたしました二点が本改正案の主たる内容であります。何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決あらんことを御願い申し上げる次第であります。

〇井出委員長 これより兩案を便宜一括して議事を進めます。質疑または御意見があれば発言を許します。なお兩案につきましては、大蔵当局より意見を述べた機会を得たとの申出がありますが、これは適當な機会に委員長において発言を許すことにいたします。川俣清吉君。

延納するという措置を講じたのでありまして、今のお話だと救済という意味が全然ないというお話しであります。これはやはり救済という意味でわれわれは考えておつたのがたまたま議員提案で法律化されたというふうに了解をいたしております。

○川俣委員 私は別に救済を否定するわけじゃないのです。単なる救済ということになると、広汎にわたつて起つた火災の場合の救済もまた、生産者価格でなければならぬという問題が当然起つて来やせぬかということ懸念してお尋ねです。あるいは地震等におきまして、これを県があるいは町村が食糧庁から買つて無償配付するということもあることはあるのです。

これがその場合と不均衡ではないかという問題が将来起きますために私は詳しく聞いておきたい、こういう意味なのです。もしも単なる救済だけということになると、地震あるいはその他の災害の場合における一般国民の災害もまたこういう形をおとりになるおつもりですか。

○大口説明員 農家が被害を受けた場合においては、私としては二つあると思ひます。すでに収穫をしておる米麦を貯蔵中に何らかの災害で失つた場合の被害の形と、それから将来収穫されるべき米麦が災害によつて収穫ができなかつたという場合とはりくつの上で若干違うと思ひます。それで前者の場合におきましては、すでに政府が供出でもつて物を取上げたあとで災害を受けたという場合においては、政府が取上げたものを返すという意味で、生産者価格というものがりくつの上でも成り立つと思ひます。

が、まだ収穫になつておらないものが災害によつて非常に減つたという農家に對しまして、米麦を売り渡す場合において生産者価格をもつてするということ、その価格差というものはやはり救済という意味でわれわれは理解をいたしております。

○川俣委員 その点は權災農家の場合は明瞭になりましたが、一般国民の災害も同様な措置をおとりになりたいたいという考え方がどうか、不均衡じゃないかという問題が起きますので、その区別のあるという点を説明していただき

○大口説明員 一般の消費者が災害を受けた場合においては、緊急の場合においては、とりあへず災害救助法の発動によりまして米のたき出しを各地においてやつておるわけでありまして、これ以外にもし農家にこういう措置をとり、一般の市民と申しますか消費者にこういう措置をとられないという区別をしいて説明したそうといたしますれば、ほかのものは災害後ほかに現金収入の道が割合に早く開けるが、農家は一年間開けないというところに區別があるかと思ひますが、それ以外には非常に不均衡であるという議論は昨年も出ておるわけでありまして、私も確たる理由を示せと言われましても、ちよつとはつたりとした理由はおからな思ひます。

○川俣委員 はつたりとした理由がわからないと困る。私も、これはやはりそれを目的につくつておつたものである、従つてそのものが得られなかつたということにおける救済措置として、本来であれば現物支給の形をとるべきであるけれども、取扱ひ上困難で

あるから、現物にかわるに現金をもつて生産価格で渡すのだ、こう理解したいと思ひますが、この理解は間違ひでしょうか。

○大口説明員 私が非常に理由に困つておりますのは、生産者価格の理由を理由づけることがむずかしいと申しておるのであります。米麦を延納売却するということにつきましては、ただいまの御説の通りであらうと思ひます。

○川俣委員 次にお尋ねしますが、四六項の「麦製品については前三号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額」というやつておりますが、これも食糧庁がみずから生産をしておられないので、昨年はどのような処置でこの第六項を実施せられたか、この点を……

○大口説明員 食糧庁におきましては、手持ちの麦を若干委託加工して、精麦につきましたは麦製品をつくつております。従つて昨年度は政府が委託加工してつくりました麦製品、主として精麦でありましたが、これをこの法律による売却の対象にいたしましたわけでありまして、本年もやはり委託加工の製品を若干持つておりますので、政府の委託加工した製品を売却いたすつもりであります。

○川俣委員 次は昨年度米麦の安売りと申しますか、売払ひの特例を実施した額はどの程度になつておりますか。また今年この法律によつて売り渡すべき数量はどの程度のものとして計算しておられますか、この点をお尋ねいたしておきます。

○大口説明員 麦につきましては大しに数量が多くありませんので、大部分の中心の米について申し上げますが、昨年度の実績は米で約五十六万石であります。本年は具体的にはまだ県から申請が来ておりませんが、事務的に數字をつめておりませんが、いろいろ作況その他から推算をいたしまして、おむね三十万石を予定いたしております。

○川俣委員 「昭和二十九年七月に政令で定める地域内において生じた大雨による災害」これは議員提案であります。すけれども、この地域はどの地域にできたりせんが、政令で定める地域はどこが予想されますか。またこの「地域内において生じた大雨」というのが、雨による災害というものは作物の減収をどの程度来したということになるか。あるいは大雨による洪水等による災害もあるかと思ひますが、今までの例から言ひまして、「大雨による災害」というのは初めての取扱ひだらうと思ひますので、こうしたことが適当とお考えになるかどうか、その点をお伺ひいたします。

○大口説明員 実は法律案をたいたいだいたばかりでありますので、十分内容を検討いたしておるひまがないのであります。具体的にこういう表現が使つてあるとしますれば、どういふ地域にどういふ大雨があつて、どういふ被害があつたかということ、政令で地域を指定します前には十分検討いたしたいと思ひます。

○川俣委員 私どもも今まで農林統計から示されるところによると、こうした指定されるような地域がないように思ひます。あなた方は今あるとお考えになりますか、なければこれは

○井出委員長 速記を始めて。この際暫時休憩いたします。
午後五時休憩

○井出委員長 午後五時二十八分開議
午後五時二十八分開議
福田喜東君外百二十一名提出、昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案を議題といたし審査を進めます。本案に対する質疑を許します。中澤茂一君。

○中澤委員 羽田政務次官も御承知と思ひますが、われわれは七月から、本年も冷害じやないかというので、数回にわたつて中央氣象台に御足労を願つて、氣象通報並びに災害状況の御報告を願ひ、その他つと九月の末まで研究を続けたことは御承知の通りです。なおわれわれは天氣以外にも、作物報告事務所長を呼びまして、作況についていろいろな事情を聴取したのであります。しかし七月において米麦を安売しなければならぬほどの大雨があつたという報告は、私は中央氣象台からも作物報告事務所からも聞いたことはございません。この点について政務次官がもしお聞きでしたら、おそらく政務次官も「お聞きではないと思ひますが、もしそういう米麦を安売しなければならぬような大雨があつたというなら、どの方

面に大雨が降つてどういふ被害状況かを御説明願ひたい。

○羽田政府委員 ただいま御審議になつております法律案は政府提出でございませぬ。従ひまして政府としてはまだ事務的に研究いたしておりますから、お答えができません。

○中澤委員 それは政府としては、お聞きしている、していないということでは私はおかしいと思う。これは少くとも米麦の安売りというのは国家の予算に影響する問題であつて、それを政府が全然政府提案じゃないからそういうことは聞いておらぬ。しかしこういう事実があるとすれば、われ／＼はやらなければならぬと思ふのです。台風によつて全部農作物が流れちやつたんだという事実があればやらなければならぬ。それについては、政府提案ではないが政府にそういう情報が入つたこととおありですか、いかがですか。

○羽田政府委員 私も実は就任前でございますし、よくわかりませぬ。

○井出委員長 他に質疑はございませぬか。――質疑がなければこの際川俣清吉君より修正案の提出がございしますので、この説明を求めます。

○川俣委員 私はこの際議題になつておりますいわゆる米麦の売渡しの特例に関する法律案について修正の動議をいたしたいと存じます。

理由は簡明でございまして、わが委員会はこの春の凍霜害以来、冷害に襲われました地方または台風等の被害状況につきましては、つづさに委員を派遣いたしました。当時の状況並びに農民に与へました被害等に対しては、懇切丁寧に事情を把握するに努めた次第でありますことは、各委員の認められ

るところと存じます。従ひましてこの春以来百四回にわたる調査の中に、七月の大雨による被害につきましては、かつて陳情を受けたこともございませぬし、私どももみずからの責任において調査いたしましたこともないのでございませぬ。従ひましてかかる被害というものを本委員会が取上げますことについては、なお研究の余地があると思ふのでございませぬ。また本委員は、この委員会以上各地方からいろいろの陳情を受け、これに対して幾多の検討を加へて参りました。こういう点からいいたしましても、七月の大雨についての陳情等もございませぬしたので、あるいは私たちの見落しがあるかも知存じますけれども、私どもも全国の農村の事情を把握いたしておる者といひますれば、七月の大雨というやうなものを過大に評価することはできないと思ふのでございませぬ。そういう意味で修正案を提出いたしたいと存じます。

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「七月の大雨、同年」を削る。
第一条中「七月に政令で定める地域内において生じた大雨による災害、同年」を削り、「大風雨等」を「台風等」に改める。
第二条中「大風雨等」を「台風等」に改める。

に改める。
第三条中「大風雨等」を「台風等」に改める。

○井出委員長 ただいま川俣君提出にかかる修正案について御意見はありますか。

○井出委員長 それではこれより討論を省略してただちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○井出委員長 御異議なしと認めこれより採決いたします。

○井出委員長 御異議なしと認めこれより採決いたします。

○井出委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

次にただいまの修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○井出委員長 起立総員。よつて本修正案は可決せられました。

○井出委員長 御異議なしと認め、さうといたします。

○井出委員長 御異議なしと認め、さうといたします。

昭和二十九年四月及び五月における

凍霜害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第十九回国会衆法、参議院継続審査）に関する報告書
水稲健苗育成施設普及促進法案（佐藤洋之助君外二十四名提出）に関する報告書

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（吉川久衛君外二十一名提出、衆法第三号）
昭和二十九年七月の大雨、同年八月及び九月の台風並びに同年の冷害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案（福田喜東君外百二十一名提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕